

若年者向け特殊詐欺等被害防止ゲーム型授業実施業務委託仕様書

第1 目的

若年者を取り巻く消費生活環境が複雑化し、SNS等を通じた詐欺的な勧誘、個人情報等の提供を求める不適切な働きかけ等を契機として、自らが特殊詐欺等の消費者被害を受けるとともに、他の消費者の被害の発生又は拡大に加担するおそれがある。高校生及び大学生等が、これらを自らの生活に関わる問題として理解し、情報を吟味し、合理的に判断し、適切に断り、相談する力を身に付けることが重要である。

本業務は、参加型・ゲーム型の授業を通じて、若年者の情報を見極める力、金銭及び契約等に関する適切な判断力及び危険を認識して相談する行動力を養うとともに、自らの選択や行動が他の消費者の財産及び生活に及ぼす影響への理解を深めることにより、特殊詐欺等による消費者被害及びその発生・拡大への加担を未然に防止し、自立した消費者として安全かつ責任ある行動を選択できる力を育成する消費者教育を推進することを目的とする。

第2 業務名

若年者向け特殊詐欺等被害防止ゲーム型授業実施業務委託（以下「本業務」という。）

第3 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

第4 業務の基本的な考え方

1 本業務は、若年者の発達段階及び消費生活上の課題を踏まえ、受注者の教育プログラム設計、ゲーム・教材の制作又は活用、ファシリテーション及び効果測定に関する専門的知見を活用し、授業プログラムの企画・設計、教材の準備、学校等との調整、授業実施、振り返りまでを一体的に行う消費者教育事業とする。

2 特殊詐欺等への加担防止については、詐欺的な誘い、金銭・契約・個人情報等に関する不適切な働きかけを消費生活上のリスクとして認識するとともに、自らの行動が他の消費者の被害につながる場合があることを理解し、その発生・拡大に加担しないための判断力及び行動力を養う観点から取り扱うこと。

3 授業内容は、消費者教育の推進に関する基本的な方針を踏まえ、合理的な意思決定、被害の回避・相談及び自らの行動が他の消費者や社会に及ぼす影響への理解を具体的な学習目標として設定すること。

4 本業務は、地方消費者行政強化交付金の活用を予定する消費者教育事業であることを受注者は理解し、その趣旨を踏まえて、前項の学習目標と、教材、体験活動、解説・振り返りとの対応関係を授業実施計画書に明示すること。

5 受注者は、本仕様書の学習目標及び機能上の要件を満たす方法を提案すること。既存の教育プログラムの活用又は新たな制作のいずれも可とする。

第5 対象者及び実施場所

1 対象者は、奈良県内の高等学校に在籍する高校生とする。

2 実施場所は、発注者が指定し、又は受注者が発注者と協議の上調整する県内の学校、その他の県内の会場とする。

3 対象校、対象学年、授業単位、参加人数その他具体的な実施条件については、発注者と受注者が協議の上定める。

第6 実施規模

実施校数	実施回数	1回当たり時間	想定参加人数（総数）
2校	2回	100分程度	970人程度

※授業時間、人数及び実施方法は、学校等の授業編成その他の事情を踏まえ、発注者と受注者が協議の上変更できるものとする。

第7 授業プログラムの企画・設計

1 受注者は、参加者が複数の情報を収集・比較し、危険の兆候を見だし、対応を考え、判断の過程と結果を振り返ることができるゲーム型・参加型の授業プログラムを企画すること。SNSの投稿、広告、募集情報、メッセージ等を模した教材を用い、詐欺的な勧誘や不自然な金銭要求、追加の要求等へと状況が変化する過程を、事例の探索、推理、選択又は対話を通じて学べる構成とすること。

2 授業プログラムには、少なくとも次に掲げる学習要素を含むこと。

（1）SNS、電話、メッセージ等を通じた詐欺的な勧誘や不自然な金銭要求等に気付くための視点

（2）「高収入」「簡単」「すぐ稼げる」などの誘いに対し、条件や相手方を確認し、安易に応じないための判断

（3）個人情報、口座、携帯電話、本人確認書類、認証情報その他重要な情報・物品を安易に他人へ提供、貸与又は譲渡することのリスク及び適切な管理の重要性

（4）不適切な依頼に応じて情報・物品を提供することや金銭等の受渡しに関わることで、他の消費者の被害の発生・拡大につながる場合があること、及びその被害が被害者の財産、生活の安定等に及ぼす影響

（5）不自然な依頼や契約に応じないこと、及び既に契約手続きや応募、情報提供等を行い、脅迫や心理的圧力を受けた場合でも、一人で抱え込まず、家族や学校、消費相談窓口又は警察等に相談し、安全の確保に向けた支援を求めること

（6）消費生活上のトラブルについての消費者ホットライン「188」、犯罪への関与や脅迫等についての警察相談専用電話「#9110」、緊急時の「110」その他発注者が指定する相談先の周知及び状況に応じた使い分け

（7）授業内容を、将来の契約、金銭管理、情報の受け止め方その他日常の消費生活に応用するための振り返り

3 ゲーム部分は、正解を当てることや得点を競うことのみを目的とせず、参加者が情報を確認し、危険と考えた理由や選択理由を言語化し、他者の考えを知り、講師による解説を通じて判断のポイントを理解できる構成とすること。

4 体験後は、「どの情報や要求に兆候があったか」「何を確認すべきだったか」「その行動を続けると自分や他の消費者にどのような影響が生じ得るか」「いつ、誰に、どのように相談できるか」を整理する振り返りを行うこと。

5 既存の教育プログラムを活用する場合は、本仕様書の学習内容との対応関係を示し、不足する内容を解説、ワークシート又は対話等で補完すること。登場人物等の設定、画面構成及び使用媒体は、学習目標を満たす範囲で受注者の提案によるものとする。

第8 ゲーム・教材の仕様

1 ゲームは、スマートフォン、タブレット端末その他の情報通信機器の全部又は一部を用いるものとし、学校等の設備状況に応じて実施できるものとする。

2 教材の表現は、若年者に親しみやすく、過度に恐怖心をあおることなく、主体的な判断と行動につながるものとする。被害を受けた者や相談した者を責める表現を避けるとともに、参加者自身の被害経験等の開示を求めないこと。

3 発注者が提供する資料、ロゴ、相談先その他の情報を教材に反映すること。

4 デジタル端末を使用する場合は、対応端末、通信環境、必要な設定及び学校側の準備事項を明示すること。参加者個人のSNSアカウント等の登録を必須とせず、実在の不審な募集先等への接触や実際の個人情報の入力を求めないこと。

5 通信障害や端末不具合に備えた代替実施方法を準備すること。また、文字の読みやすさ、音声情報の代替、操作説明等について、参加者の状況に応じた配慮を行うこと。

第9 教材等の承認

1 受注者は、授業実施前に、授業構成、教材、設問、解説内容及び効果測定方法を発注者に提示し、承認を得ること。

第10 学校等との連絡調整

1 受注者は、発注者と役割分担を確認した上で、対象校との日程、会場、参加人数、必要設備、教材配布、当日の進行その他授業実施に必要な連絡調整を行うこと。

2 学校側から授業時間、対象学年、設備その他の事情による調整依頼があった場合は、本業務の目的を損なわない範囲で柔軟に対応すること。

3 受注者は、事前に各回の実施概要を発注者に報告すること。

第11 授業の実施

1 受注者は、参加者の理解度及び反応を見ながら、ゲーム進行、グループワーク、解説、振り返り等を適切に組み合わせて授業を実施すること。

2 単なる一方向の講義に終始せず、参加者の選択、対話、振り返り等を取り入れること。

3 講師又はファシリテーターは、若年者への教育又は研修の実施経験を有し、本業務の趣旨及び教材内容を十分理解した者とする。

第12 効果測定

1 受注者は、本業務の教育効果を把握するため、各授業においてアンケート、理解度確認その他適切な方法による効果測定を実施すること。

2 効果測定には、次に掲げる観点を含むこと。設問及び実施方法は、授業時間及び学校等の負担を踏まえて提案し、発注者の承認を得ること。

- (1) 事例に示された勧誘について、注意すべき事項等の理解
- (2) 不審な誘いに応じない、情報を確認する、相談する等の適切な行動についての理解
- (3) 個人情報等の提供や不適切な依頼への対応が、自らの消費被害及び他の消費者の被害の発生・拡大につながる可能性についての理解
- (4) 相談窓口の認知度及び状況に応じた相談先についての理解
- (5) 授業内容の分かりやすさ、ゲーム型授業への参加度及び有用性

3 授業前後の簡易な設問を用いて理解・判断・行動意向の変化を比較できるようにすること。

4 効果測定は原則として匿名で実施し、氏名、住所、連絡先等の個人を特定する情報の取得を前提としないこと。

第13 実施結果の分析及び改善提案

- 1 受注者は、各回の実施状況及び効果測定結果を集計・分析し、理解が進んだ要素等を整理すること。
- 2 業務完了報告書では、実施内容、効果測定結果、達成状況及び改善点を対応付けて整理すること。参加人数及び満足度のみによって教育効果を評価しないこと。

第14 成果物

受注者は、本業務の成果物として、少なくとも次に掲げるものを提出すること。

- (1) 授業実施計画書 一式
- (2) 各回の実施記録（実施校、日時、対象、参加人数、主な内容等） 一式
- (3) 効果測定結果及び集計データ 一式
- (4) 効果測定結果の分析及び改善提案を含む業務完了報告書 一式

第15 著作権等

- 1 本業務により新たに作成した教材、ゲーム、スライド、ワークシートその他成果物に係る著作権の取扱い、発注者と受注者が契約時に定めるものとする。
- 2 第三者の著作物等を使用する場合は、受注者の責任と負担において必要な許諾を得ること。

第16 個人情報等の取扱い

- 1 受注者は、アンケートその他本業務の実施に伴い取得する情報について、必要最小限の範囲で取り扱うこと。
- 2 個人情報の取扱いについて、契約書へ添付している別記「個人情報取扱特記事項」及び別紙「情報セキュリティに係る特記事項」を遵守すること。
- 3 授業中に参加者から具体的な被害経験等の個人的情報が示された場合は、他の参加者への不必要な共有を避け、適切に取り扱うこと。
- 4 外部サービス等を使用する場合は、取り扱う情報、保存場所・期間、安全管理措置及び第三者への提供の有無をあらかじめ発注者に説明し、承認を得ること。

第 17 再委託の制限

- 1 受注者は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により発注者の承諾を得ること。

第 18 奈良県公契約条例について

別紙「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」によるものとする。

第 19 その他

- 1 受注者は、本業務が、若年者の情報の吟味、合理的な意思決定及び相談等の行動を促し、自分自身を守るとともに、特殊詐欺等による他の消費者の被害の発生・拡大への加担を防ぐための消費者教育事業であることを十分に理解して実施すること。
- 2 受注者は、発注者と十分な連絡調整を行い、業務の進捗状況について発注者から求めがあった場合は速やかに報告すること。
- 3 委託料には、企画・設計、教材制作又は利用許諾、講師・運営スタッフ、旅費、機材、印刷、学校等との調整、効果測定及び報告書作成その他本業務の履行に必要な経費を含むものとする。学校等又は参加者に別途費用負担を求めないこと。
- 4 本業務について、地方消費者行政強化交付金に係る実績報告等に必要な場合、発注者の指示に従い、受注者は関係資料を提出すること。なお、写真等を用いる場合は、参加者のプライバシー及び教材等の権利に配慮すること。
- 5 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈に疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

第 20 担当部課連絡先

奈良県地域創造部県民くらし課 安全くらし推進係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

電話 0742-27-8730

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。